

2号議員とは

2号議員は、会員が業種ごとにそれぞれ所属している次の7つの部会の部会員から選任された議員で、業種別代表という性質が強い議員となります。

- ① 一般商業部会
- ② 食品商業部会
- ③ 工業部会
- ④ 金融・不動産業部会
- ⑤ サービス業部会
- ⑥ 建設業部会
- ⑦ 運輸・通信業部会

〇2号議員の選任方法

各部会において会議を招集し、議員選挙・選任規約に基づき、各部会に割り当てられた定数の議員を選任します。割当数は、令和7年8月28日現在の会費を納入された各部会員数とその部会員の会費口数を勘案して決定され、一部の業種に偏らないようになっています。

す。

商工会議所の運営を支え、事業活動の推進力となるのが会員の皆さんです。商工会議所では、会員が営んでいる主要な業種ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために部会を設置しており、



部会主催セミナーの様子

3号議員とは

3号議員は会頭が、常議員会の同意を得て会員の中から選任する議員で、議員構成が業種・業態・地域などを網羅するとともに、商工会議所が事業を推進するうえで必要な商工業者が選ばれます。

選挙・選任スケジュール

議員の選挙及び選任に関する規約に基づき、選挙委員会が令和7年5月14日付けで設置され、選挙及び選任の施行と選挙の日程を定めました。そして、6月3日開催の常議員会で諮り、議員選挙・選

任日程が承認されました。

【選挙委員】

- ・委員長 藤原 武彦
(加古川商工会議所 専務理事)
- ・委員 志方 紀久
(志方司法書士事務所 所長)
- ・委員 渋谷 雅男
(渋谷総合保険企画 代表)

選挙期日の50日前の8月28日(木)には、現在の会員並びに特定商工業者による選挙人名簿の調整が行われ、その後に3号議員、2号議員、1号議員の順に議員改選が行われます。

選挙・選任に関する公告は、当所玄関前の掲示板にて告示いたしますので、ご確認ください。

議員選挙・選任日程

月 日	内 容
8月28日(木)	1号議員選挙人名簿調整日 この日現在の会員(会費完納の者)並びに特定商工業者(負担金完納の者)により調整
9月1日(月)	1号議員選挙人名簿縦覧期間(～9月5日まで) 常議員会を開催し、3号議員選任(会頭が常議員会の同意を得て選任) 2号議員の部会別割当数を報告
9月5日(金)	3号議員が確定
9月8日(月)	各部会を開催し2号議員を選任(～9月16日まで)
9月19日(金)	2号議員が確定
9月24日(水)	1号議員の選挙日を告示し、1号議員の立候補届出が開始
10月1日(水)	1号議員の立候補届出の締切日(17時まで)
10月6日(月)	1号議員の立候補辞退届の提出締切日、1号議員立候補者が確定
10月17日(金)	1号議員選挙投票日 (選挙人は投票場入場証を持参の上、所定の投票用紙と交換して1号議員の選挙権を行使。投票終了後、即日開票する。開票結果は、選挙委員会を開催して1号議員の当選者を確認)
10月22日(水)	1号議員の選挙当選人が確定(当選議員を告示) 現議員(第24期)最終の議員総会を開催
10月31日(金)	現議員の任期が満了
11月1日(土)	新議員(第25期)任期開始日(令和10年10月31日まで)
11月4日(火)	新議員による臨時議員総会を開催し、会頭、副会頭、専務理事、常議員及び監事を選任

〈議員総会の決議事項 ～商工会議所の最高意思決定機関～〉

下記事項については議員総会の議決を経なければいけません。「●印」の事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができます。

○定款の変更 ○解散、合併 ○会員の除名、議員の解任 ○会頭、常議員及び監事の選任および解任
○副会頭及び専務理事の選任及び解任の同意 ○決算関係書類の承認

●次に掲げる事項に関する規約の設定、変更、廃止

- ・加入手続き ・役員及び議員の選任及び解任に関すること ・部会について必要な事項
- ・委員会について必要な事項 ・使用料及び手数料に関すること

●事業計画及び収支予算の決定及び変更 ●会員及び特別会員の権利の行使の停止 ●負担金の賦課など